

平成 29 年度甲種防火管理再講習実施要領

1 目的

この講習会は、不特定多数の方が出入りする事業所（劇場，飲食店，店舗，ホテル，病院など）のうち，その収容人員が 300 人以上となる事業所の防火管理者に選任されている方に対し，近年における防火対象物使用形態の複雑・高度化への順応や頻繁な消防法令改正等の把握など，必要な知識や技能の更新を目的に実施するものです。

2 受講義務対象者

消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 1 号の防火対象物（以下「再講習義務対象物」という。）の防火管理者が受講義務対象者となります。

3 講習の受講期限

- (1) 防火管理者に選任された日の 4 年前までに防火管理新規講習又は防火管理再講習を修了した方

選任された日から 1 年以内

(例) 平成 24 年 6 月 1 日講習修了し平成 29 年 9 月 1 日に選任された場合
⇒ 平成 30 年 8 月 31 日が再講習の受講期限となります。

- (2) 上記(1)以外の方

防火管理新規講習又は防火管理再講習を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内

(例) 平成 25 年 10 月 1 日講習修了し平成 28 年 12 月 1 日に選任された場合
⇒ 平成 31 年 3 月 31 日が再講習の受講期限となります。

なお，この再講習を受講しない場合は，甲種防火管理者としての資格は消失しますが，再講習義務対象物の防火管理者としての資格は有しないこととなります。

4 講習日時

平成 29 年 10 月 27 日（金曜日）午前 9 時 00 分から午前 11 時 40 分まで

5 講習会場

石川県小松市林町ほ5番 こまつドーム 1階 集会室

6 受講定員

100名

7 講習内容

時間	科目など
8時40分～9時00分	受付
9時00分～9時10分	受講案内，開講のあいさつ
9時10分～10時10分	おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること
10時10分～10時20分	休憩
10時20分～11時20分	火災事例等の研究に関すること
11時20分～11時40分	修了証の交付，閉講のあいさつ

(注) 受講科目の時間割は，変更する場合があります。

8 受講手続

(1) 受付期間

平成29年9月25日(月曜日)から10月13日(金曜日)まで
(受付は定員になり次第，締め切らせていただきます。)

(2) 受付場所

- ① 加賀市消防本部 予防課 [〒922-0422 石川県加賀市弓波町257番地]
- ② 小松市消防本部 予防課 [〒923-0801 石川県小松市園町ホ110番地1]
- ③ 能美市消防本部 予防課 [〒923-1121 石川県能美市寺井町ク9番地1]

いずれも受付時間は午前9時00分から午後5時00分まで(土日祝を除く)です。

(3) 申し込み方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ，写真1枚(6か月以内に撮影した無背景，上半身無帽，縦4cm×横3cm)を貼付し受付場所に提出してください。

郵送で申込の場合は，住所，氏名を明記し，82円切手を貼付した返信用の封筒を同封してください。なお，FAX，インターネット及び電子メールでの受付は行っておりませんのでご了承ください。

この受講要領と受講申込書は、各消防本部ホームページからもダウンロードできます。

加賀市消防本部 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/folder/03life_4.html

小松市消防本部 <http://www.komatsu-fire.com>

能美市消防本部 <http://www.nomi-119.jp/index-syoubou.html>

9 受講費用

2,000 円

受講費は受講日の受付時に納入してください。引き替えに教材(テキスト)をお渡します。

10 修了証の交付

この講習の講習科目及び時間数は法令等の定めによることから、全課程を受講しなければ修了証の交付を受けることができません。欠席、遅刻、早退、途中退席等された場合は、修了証の交付を受けることができませんので注意してください。

11 その他

- (1) 講習時間中は、携帯電話の使用を禁止します。また、電話等の呼び出しはできませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 受講時の持ち物 申し込み時に交付する受講票 筆記用具

問い合わせ先

小松市消防本部 予防課 TEL 0761-20-2706 FAX 0761-23-0119
〒923-0801 石川県小松市園町ホ 110 番地 1